

第6回

島原市農業委員会総会議事録

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については削除しています。

平成26年11月28日（金）午後2時00分より
於：島原市有明庁舎3階大会議室

第6回 島原市農業委員会総会

1. 開会日時 平成26年11月28日(金) 14時00分
2. 閉会時間 平成26年11月28日(金) 14時40分
3. 開催場所 有明庁舎 3階大会議室
4. 出席委員者の数 29名
5. 欠席委員者の数 2名
6. 議案
 - 第1号議案 農地法第3条(所有権移転)の規定による許可申請について
 - 第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について
 - 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 第4号議案 非農地証明願いについて
 - 第5号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について
7. 報告事項
 - 報告第1号 合意解約通知書について
 - 報告第2号 使用貸借解約通知書について

午後2時00分開始

議長

只今より、第6回島原市農業委員会の総会を開催します。

本日、・・・番・・・委員、・・・番・・・委員

は所要の為、欠席との連絡がっております。

農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

議事録署名委員の指名につきましては、島原市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により、議長が指名することになっており、・・・番・・・委員、・・・番・・・委員を指名します。

議長

第1号議案 農地法第3条（所有権移転）の規定による許可申請の1番から5番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

1番の譲渡人は、・・・の・・・さん、譲受人は、・・・の・・・さんです。畑1筆1,148平方メートルを交換するための申請です。

取得後の耕作面積は10,224.44平方メートルで、農機具は、トラクター1台、コンバイン1台の農業機械器具を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

次に、2番の譲渡人は、・・・の・・・さん、譲受人は、・・・の・・・さんです。畑1筆1,253平方メートルを交換するための申請です。

取得後の耕作面積は39,934平方メートルで、農機具は、トラクター4台、耕耘機1台、管理機3台、マルチャー2台の農業機械器具を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

次に、3番の譲渡人は、・・・の・・・さん、譲受人は、・・・の・・・さんです。畑1筆1,112平方メートルを贈与するための申請です。

取得後の耕作面積は13,173平方メートルで、農機具は、トラクター2台、管理機3台、ハーベスター1台の農業機械器具を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

次に、4番の譲渡人は、・・・の・・・さん、譲受人は、・・・の・・・さんです。畑3筆828平方メートルを贈与するための申請です。

取得後の耕作面積は4,273.82平方メートルで、農機具は、動噴1台、管理機1台の農業機械器具を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

次に、5番の譲渡人は、・・・の・・・さん、譲受人は、子の・・・さんです。田7筆2,592平方メートル、畑16筆13,261平方メートルを贈与するための申請です。

取得後の耕作面積は18,299平方メートルで、農機具は、トラクター3台、テラー2台、動噴1台の農業機械器具を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・番　・・・　委員

現地調査員

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の1番について報告します。

1 番の譲受人は、農家で60年の農作業暦があります。

妻と2人で農業を営んでおり、水稻、ほうれん草を作付し、通作距離は徒歩で5分ということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

続けて2番について、・・・番　・・・・・・　委員

現地調査員

第1号議案　農地法第3条の規定による許可申請の2番について報告します。

2番の譲受人は、農家で46年の農作業暦があります。

妻、子、子の妻の4人で農業を営んでおり、白菜、スイカ、レタスを作付し、通作距離は車で3分ということで見て参りましたが、私が行ったときに、すでに重機が入り工事がなされておりました、耕作利便性のための交換で問題ないと思っておりましたが、この申請の前の工事はいかがなものかと思っております。

こういうことがないように、事務局に上がった時点で注意をお願いしたいと思つてまいりました。以上です。

議長

次に3番について、・・・番　・・・・・・　委員

現地調査員

第1号議案　農地法第3条の規定による許可申請の3番について報告します。

3番の譲受人は、農家で66年の農作業暦があります。

妻、子、子の妻、子の子の5人で農業を営んでおり、人参を作付し、通作距離は徒歩で15分ということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

次に4番について、・・・番　・・・・・・　委員

現地調査員

第1号議案　農地法第3条の規定による許可申請の4番について報告します。

4番の譲受人は、農家で35年の農作業暦があります。

葉菜類を作付し、通作距離は自宅の隣接地ということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

次に5番について、・番・・・・・・ 委員

現地調査員

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の5番について報告します。

5番の譲受人は、農家で13年の農作業歴があります。

父、母、妻の4人で農業を営んでおり、人参、レタス、白菜を作付し、通作距離は徒歩1分から車で5分の範囲ということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長

3番の申請に対する・・番・・・・・・ 委員のご意見に対する事務局の説明をさせます。

事務局

・・番・・・・・・ 委員さんからのご指摘があった件ですけれども、私達も現地を確認しておりませんでしたので、早々に現地を確認させていただきまして、どういう工法なのか、もし農地の入り口とか、そういう場合は届出が必要ということになっておりますので、農地として利用されていれば入り口とかは届出が必要ですので、そのように指導させていただきたいと思ひます。

*発言の要求あり

議長

・・番・・・・・・ 委員

・・番（・・・・・・ 委員）

これは、ここにもありますように交換ですので、2筆を1筆にされていたんですね、それで、・・さんのほうを石積みで高めて1筆になるように工事をされていたんですけれども、法律的に問題はな
いと思ひているんですけども先ほどもいいましたように、この審議が行われる前に工事されては、このかいた意味がないのではと思ひておりましたので、一応指摘をさせていただきました。

議長

事務局

事務局

4条・5条の転用の場合は、そういう指導をさせていただいておりますが、ただ、3条の場合は届

出制になっておりますので、農地として利用のための改良だと思っておりますが、それも届出が必要ですので、そういう指導をさせていただきたいと思っております。

議長

他に、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第1号議案の1番から5番の所有権移転は許可することに決定します。

次に、第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請の1番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請の1番の申請人は・・・の・・・さん、申請地867平方メートルに、太陽光発電施設(336.00平方メートル、49.50kw)を設置したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域であることから、第3種農地と地判断しております。被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・番 ・・・ 委員

現地調査員

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請の1番について報告します。

申請地は・・・の一角にあり、東側、西側及び北側は農地、南側は道路となっております。

雨水は自然流下ということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありました。第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請の1番について、ご意見等はありませんか。

*発言の要求あり。

議長

・・・番・・・・・・ 委員

・・・番（・・・・・・ 委員）

今回、太陽光が3件ほど上がってきておりますけれども、今、マスコミあたりでも報道されておりますように、はたして接続できるのか、許可しても接続できるのか疑問に思っているんですが、そのところはどうか。それと、この申請を上げるにあたって、この他に書類がなにかあるわけですか、経済産業省の許可とかですね。

事務局

ただいまの、・・・委員さんの質問にたいしてお答えします。

先ほど、いわれましたように今回の太陽光の問題、九州電力が許可を保留にするという問題がでた後、県より通知が来まして、それまでは何月頃設置の予定ということで九電の担当者名を書いた書類を添付していただいております。その後この問題が発生した後、九電への振り込み完了領収書を添付して、九電が必ずすると了解のあった分だけを受け付けるということになっておりますので、申請書の書類の中に工事費の明細と振り込みの領収書を添付して申請をしていただいております。

議長

他にご意見はありませんか。

ご意見等がありませんので、第2号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第4条の規定による 許可申請1番については許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請の2番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請の2番の申請人は・・・の・・・さん、申請地464平方メートルに、太陽光発電施設（178.38平方メートル、25.00kw）を設置したいとの申請です。

申請地は、農振地域内の農用地外で農地の集団性が10%未満であることから、第2種農地と判断しております。被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・番・・・・委員

現地調査員

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請の2番について報告します。

申請地は・・・の一角にあり、北側は宅地、東側は申請者所有の宅地、南側は道路を挟んで宅地、西側は農地となっております。

雨水は自然流下ということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請の2番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の2番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第4条の規定による 許可申請2番については許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の1番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の1番の賃貸人は……の……さん、賃借人は……の社会福祉法人 …… 理事 ……さんです。

申請地畑2筆582平方メートルを借り受け、隣接する保育園の園庭及び駐車場として利用したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種住居地域であることから、第3種農地と地判断しております。被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・番 ……委員

現地調査員

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の1番について報告します。

1番の申請地は……の一角にあり、北側及び南側は宅地、東側及び西側は道路となっております。

雨水は自然流下ということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の2番を上程します。事務局の説明を求め

ます。

事務局

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請2番の譲渡人は・・・・・・・・・・の・・・・・・・・さん、譲受人は・・・の・・・・・・・・さんで、申請地139平方メートル譲り受け、譲受人所有の農地への進入路として利用したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域であることから、第3種農地と地判断しております。被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・番 ・・・・・・・・ 委員

現地調査員

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の2番について報告します。

2番の申請地は・・・の一角にあり、東側は農地、南側は道路、西側は譲渡人所有の農地、北側は譲受人所有の農地となっております。

雨水は道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありました。第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の2番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の2番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の3番を上程します。事務局の説明を求め

ます。

事務局

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請3番の使用貸人は・・・・・・の・・・・・・さん、使用借人は・・・・・・の・・・・・・さんで、申請地396平方メートル借り受け、太陽光発電施設（164.50平方メートル、24.00kw）を設置したいとの申請です。申請地は、都市計画区域内の工業地域であることから、第3種農地と地判断しております。被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・番・・・・委員

現地調査員

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の3番について報告します。

3番の申請地は・・・の一角にあり、北側は河川、東側は使用貸人所有の雑種地、南側は農地及び雑種地、西側は鉄道用地となっております。

雨水は自然流下ということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありました。第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の3番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の3番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の3番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第4号議案 非農地証明願の1番について上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

申し出人は、・・・の・・・さんです。

申出地1筆49平方メートルは、農業振興地域内の農用地外で、平成4年月日不詳頃より、隣接する・・・番の土地と一緒に駐車場として利用されていた、その後、平成21年月日不詳頃家屋を建築し宅地として利用されています。

なお、隣接する・・・番は平成4年4月28日付第・・・号で廃車置き場及び従業員駐車場として転用許可されています。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・番 ・・・ 委員

現地調査員

第4号議案 非農地証明願いの1番について報告します。

1番の申請地は・・・の一角にあり、北側は河川、東側及び南側は宅地、西側は里道を挟んで宅地となっております。

現地で確認したところ、20年以上前から隣接地と一帯に駐車場として使用され、その後、住宅を建築したということです。非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第4号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、1番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案の1番は非農地証明書を交付することに決定します。

次に、第4号議案 非農地証明願いの2番について上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

申し出人は、・・・・の・・・・さんです。

申出地1筆79平方メートルは、都市計画区域内の工業地域で、昭和年月日不詳頃より、自宅の敷地の一部として利用されております。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・番・・・・委員

現地調査員

第4号議案 非農地証明願いの2番について報告します。

2番の申請地は・・・・の一角にあり、東側及び北側は宅地、南側及び西側は農地となっております。

現状を見ますと、20年以上前から宅地として使用されており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第4号議案の2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、2番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案の2番は非農地証明書を交付することに決定します。

次に、第4号議案 非農地証明願いの3番について上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

申し出人は、・・・・の・・・・さんです。

申出地1筆6,238平方メートルの内156平方メートルは、農業振興地域内の農用地外で、昭

和30年月日不詳頃より、くぬぎの木が植林されており山林となっております。
ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。
・番 委員

現地調査員

第4号議案 非農地証明願いの3番について報告します。

3番の申請地は. . . .の一角にあり、東側、南側及び西側は申請人所有の農地、北側は道路とな
っております。

現状を見ますと、20年以上前からクヌギの木が繁り山林となっており、非農地証明を交付するこ
とに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第4号議案の3番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、3番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案の3番は非農地証明書を交付することに決定します。

次に、第5号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について上程します。
本件については、農業委員会等に関する法律第24条の規定により、除斥の必要がありますので、
・番 委員、・番 委員の退場を求めます。

(. . . . 委員、. . . . 委員 退場)

事務局の説明を求めます。

事務局

第5号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について説明します。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画（案）の承認を得ようとするものであります。

利用権設定については、議案集5ページから17ページに記載のとおりで

耕作権の新規設定	69件	223筆	211, 352.80㎡
耕作権の再設定	16件	29筆	31, 475.00㎡
合計	85件	252筆	242, 827.80㎡

です。

なお、耕作権の新規設定の内 58件 206筆 196, 138.80㎡につきましては、宇土山土地改良区と三会原土地改良区分の農地中間管理機構との農用地利用集積計画（案）の追加分です。

次に、農業経営基盤強化促進法による所有権移転については、議案集18ページに記載のとおりで、4件 11筆 9,867㎡です。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、農用地利用集積計画（案）を承認することに決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

ご異議がないようですので、第5号議案は承認することに決定します。

・番 委員、 . . 番 委員の入場を求めます。

（ 委員、 委員 入場）

議長

. 委員、 委員 に関する案件も含め、農用地利用集積計画（案）は承認することに決定しましたので報告します。

次に、報告事項です。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第1号の合意解約通知書について説明します。

議案集19ページから20ページに記載のとおりで、14件 43筆 33,603㎡の届けがありました。

次に、報告第2号、使用貸借解約通知書については、議案集21ページで、5件 9筆 9,763㎡の届けがありました。

以上で報告を終わります。

議長

ただいまの報告に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

これで、第6回島原市農業委員会に付議されました案件はすべて議了しましたので、第6回島原市農業委員会総会を閉会します。

午後2時40分